

業態調書（建設工事）

※受付番号		※業者番号	
申請業者名			
審査基準日	令和	年	月 日

※受付番号欄、業者番号欄は記入しないでください。

建設工事の種類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	土木一式工事	建築一式工事	大工工事	左官工事	とび・土工・コンクリート工事	石工事	屋根工事	電気工事	管工事	ブライル・タイル・レンガ工事	鋼構造物工事	鉄筋工事	舗装工事	しゅんせつ工事	板金工事
	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板
経営事項審査申請業種 (一般：1) (特定：2)															
入札申請の有無 (有：○)															

建設工事の種類	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
	ガラス工事	塗装工事	防水工事	内装仕上工事	機械器具設置工事	熱絶縁工事	電気通信工事	造園工事	さく井工事	建具工事	水道施設工事	消防施設工事	清掃施設工事	解体工事
	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
経営事項審査申請業種 (一般：1) (特定：2)														
入札申請の有無 (有：○)														

記入要領

- 1 「審査基準日」及び「申請業者名」欄は、必ず記入してください。
- 2 「経営事項審査申請業種」欄は、経営事項審査を申請している業種について、一般の建設業の許可を有している場合は「1」、特定の建設業の許可を有している場合は「2」と記入してください。
- 3 「入札申請の有無」欄は、入札参加資格を申請する業種について「○」を記入してください。（競争入札参加資格審査申請書（建設工事）（第1号様式（その1））の「入札参加を希望する業種」欄で記入した業種と一致すること）
ただし、当該業種について受任先が建設業法第3条第1項に掲げる営業所ではない場合は、申請をすることができません。この場合、受任先が同項に掲げる営業所として営業（契約）する業種について記入してください。
- 4 総合評定値の通知を受けていない工事の業種を希望されても無効とします。
解体工事については、解体工事業の許可を取得し、かつ解体工事業の経営事項審査を受審した業者のみが解体工事の入札参加資格審査申請をすることができますので、御注意ください。